

資 循 第 2 0 0 1 号
監 第 5 9 4 号
令 和 6 年 7 月 1 9 日

一般社団法人石川県構造物解体協会
代表理事 今村 秀憲 様

石川県生活環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)
石川県土木部監理課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に係る公費解体における下請契約及び
下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

令和6年能登半島地震の復旧・復興に向け、公費解体の推進にご尽力いただき、
厚く御礼申し上げます。

本災害の公費解体については、2万棟を超える全壊・半壊家屋等の解体・撤去の
迅速な施工が求められる中、他の工事と同様、下請契約及び下請代金支払の適正化
並びに施工管理の徹底等を遵守する必要があります。

そこで、例年、夏季と冬季に国土交通省から発出されている別紙の通知を改めて
送付しますので、公費解体に関わる全ての解体事業者に周知いただき、遺漏のない
ようご対応ください。

また、本年6月12日付けで環境省から発出されている事務連絡「令和6年能登
半島地震において公費解体・撤去を行うための宿泊に伴い必要となる経費について
のとおり宿泊費は委託料の一部となりますが、民間施設に宿泊した際の費用につい
ては、市町から支払いを受け次第、速やかに同経費を負担した者へ実費をお渡しし
ください。

(事務担当)

石川県生活環境部資源循環推進課

(TEL) 076-225-1471 (FAX) 076-225-1473

石川県土木部監理課

(TEL) 076-225-1712 (FAX) 076-225-1714

公費解体における下請契約及び下請代金支払の適正化等について



- 公費解体の迅速な施工が求められる中、一方では、他の工事と同様、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を遵守する必要がある。
- また、公費解体に係る宿泊費は補助対象となるものの、速やかに同経費を負担した者へ実費精算を行う必要がある。

適正化の主な内容

下請契約の適正化

- 工事着工前の書面による契約締結の徹底

適正な請負代金の設定や適正な工期設定

- 適正な請負代金の設定や適正な工期の確保

適正な下請代金の支払

- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払

下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えないこと



公費解体の加速化に加え、適正化を推進するため、土木部と連携して解体事業者へ周知